

名古屋大学大学院法学研究科実務法曹養成専攻

自己点検・評価報告書

(2004年4月～2006年3月)

名古屋大学大学院法学研究科実務法曹養成専攻

自己評価委員会

平成18年(2006年)4月

はじめに

名古屋大学法学部・大学院法学研究科は、平成5年から自己点検・評価制度を導入し、約3年毎に評価を実施して、その結果を公表してきた。名古屋大学法科大学院は、法学研究科の1専攻（名古屋大学院法学研究科実務法曹養成専攻）として設置されているので、自己点検・評価についても、原則的には従来の制度の枠組みの中に組み込まれる。

しかし、法科大学院は、専門職を養成するための独立性を持った機関でもあって、外部機関による厳格な認証評価を受けなければならないこととされている。そこで、本法科大学院では、教育の内容・方法の改善・充実を組織的に図ってゆくために、既存の制度とは別に、独自の自己点検・評価制度を設けて、法科大学院における教育に関して自己点検・評価を行う一方、外部機関による評価を3年毎に実施することとし、その中核となる組織として自己評価委員会を設置した。

同委員会は、法科大学院における教育に関する独自の自己点検・評価を行うとともに、平成18年度において独立行政法人大学評価・学位授与機構による法科大学院の認証評価（予備評価）を受けるために、平成16年度及び平成17年度には法科大学院の評価基準等に関するFD活動を行った。また、平成17年度からは、自己点検・評価報告書の作成に着手し、このたび、本報告書を編集、作成するに至ったので、ここに公表するものである。本法科大学院では、今後とも不断に自己点検・評価を実施し、自己点検・評価報告書を順次作成して公表していく所存である。

本報告書は、全体で2部構成になっている。第1部は、本法科大学院における自己点検・評価の結果であり、第2部は、本法科大学院に所属する教員のこの5年間（平成13年以降）の研究及び教育上の業績、学外での公的活動、社会的貢献活動等についての資料である。そして、第1部では、第1章において、本法科大学院の「理念と特色」を記し、第2章から第6章にかけて、評価項目として、「教育内容」、「成績と修了要件」、「教育改善」、「入試」、「教育環境」を設定し、これらについて、自己点検・評価を行っている。

平成18年4月

第1部 自己点検・評価報告書

第1章 本法科大学院の理念と目的

本法科大学院は、主に3つの教育理念・目的を有する。第1の教育理念・目的は、豊かな人間性と感受性に裏打ちされ、幅広い教養と優れた法的専門能力を備えた法曹の養成にある。21世紀の社会は、多様な価値観を持った人々が豊かで安全な生活を送ることができ、国際的にも開かれた自由な共生社会でなければならない。そこでは、社会の様々な問題について、合理的で透明なチャンネルを通して、すべての人々が納得のいく、法的に明確な解決が図られることが必要とされる。本法科大学院における教育は、このような法化社会においてこれを支え推進する法曹の養成を目指している。

第2の教育理念・目的は、国際的な関心を持った法曹の養成である。自由な共生社会は、国際的にも強く相互に依存しており、そこで活躍する法曹には幅広い国際的な視野と専門的知識が強く期待されている。我が国の経済活動は欧米のみならず、とりわけ最近ではアジア近隣諸国と強い絆で結ばれている。にもかかわらず、我が国の法曹界はこれらに対する関心が必ずしも大きいとはいえない状況にあった。しかし今後は、アジア近隣諸国との関係も含め国際的な関心を持った法曹の養成は焦眉の課題である。本法科大学院では、こうした法曹の養成を目指している。

第3の教育理念・目的は、中部日本における基幹大学として、ホームドクターとしての法曹、企業法務に強い法曹を養成する点にある。名古屋大学が位置する中部地区においても、環境問題、高齢者を中心とした福祉問題、消費者問題、行政活動に関係した問題など、市民生活にかかわる多様な問題が発生している。こうした市民が直面する様々な問題をきめ細かく拾い上げ、法的に解決するためには、市民生活に関連する分野について広範な知識を有するホームドクター的な法曹が必要とされる。本法科大学院は、NPOの活動支援、あるいは消費者問題や環境問題等についてさまざまな市民組織と協力した教育活動を行ってきた経験と実績を有している。一方で中部地区は、自動車産業をはじめとする巨大な製造業の企業群を擁している。そこでは、様々な企業活動に伴う法務のエキスパートが必要とされており、国内外で活躍しうる能力を持った法曹の養成が強く要求されている。そして、この面についても、これまでトヨタ法務会議から派遣される連携教員の協力を得て、中部地区の企業法務と連携を図り、研究体制を整備するとともに、インターンシップ等を通じて社会連携の成果を法学教育に活かしてきた。

本法科大学院は、これらの経験と蓄積をもとに、中部日本における基幹大学として、福祉問題、環境問題、消費者保護に関する問題などに通曉し、専門性に優れ、かつホームドクターとしてのサービスも十分に提供できる、バランスのとれた法曹の養成、また、中部地区の企業法務との連携をさらに強化し、企業法務に強い法曹の養成を目指している。

なお、以上のいずれの法曹にも共通するものとして、本法科大学院は、情報化社会の進展に伴う法的諸問題について正確な知識を習得し、情報化技術の発展の意味と社会の情報化の意味を理解するだけでなく、情報機器やネットワークを利用して、収集した法情報を

分析・要約・整理・統合・加工し、さまざまな資料や各種の文書を作成する技能を身につけた法曹の育成を目指しており、これも目的の一つである（本章末資料HP掲載の文書参照）。

第2章 教育内容

1. 課程編成

本法科大学院では、学年進行に応じた教育目標を定めて、専門的な法知識、思考力、分析力、表現力などを無理なく修得できるように教育課程を編んでいる（本章末の資料「学生便覧（抄）」参照。以下、本章において同様）。また、科目群の段階的学修のあり方を明示するために、教育課程のチャート図を作成している（本章末の資料「学生便覧（抄）」頁）。

法律基本科目を中心とする理論的教育については、実定法科目および手続法科目の基礎知識の修得段階、応用力の育成段階、実体法と手続法に関する知識の統合段階へと無理なく履修ができるように科目を配置し、法律実務基礎科目を中心とする実務的教育についても、法情報処理についての基本技能の育成から始まり、訴訟実務における基本技能の修得、実務専門技能の育成へと段階的に高度化するように科目を配置している。加えて、本法科大学院では、1年次から法律基本科目だけでなく実務基礎科目についても並行履修するシステムが採用されており、このようなカリキュラム編成によって理論的教育と実務的教育の架橋を無理なく実現するための方策を講じている。

本法科大学院の目的である、豊かな人間性に裏打ちされた優れた法曹を育成するには、法学の専門的知識のほかに幅広い基礎的法的な知見に裏打ちされた能力が不可欠であることから、基礎・隣接科目を21科目開設している。また、法曹としての責任感および倫理観の涵養を目的として、大学内での学修と現場での実践的な経験をより効果的に結びつけることを目的として、最終学年にエクスターンシップ、ロイヤリングと法曹倫理を開講している

2. 開講科目

本法科大学院では、5つの科目群からなる科目を開設している。それは、法曹に共通に必要な専門的資質・能力の修得、専門的な法知識の確実な修得、法知識を批判的に検討発展させていく創造的な思考力の育成を図る目的とする「法律基本科目」、事案に即した具体的な問題解決に必要な法的な分析・議論能力の育成、法曹としての責任感・倫理観の涵養と社会貢献の機会の提供、法曹に共通して必要な専門的資質・能力の修得、豊かな人間性の涵養・向上等を目的とした「法律実務基礎科目」、優れた法曹として必要な幅広い基礎的な法学・隣接的知見を修得する機会を与え、高い素養をもった実務家を養成するための「基礎・隣接科目」、先端的な法的問題について双方向的な手法による講義を行う科目で、法曹としての専門分野を模索するのに必要な科目である「先端・展開科目」、個別の法分野を横断する総合的・融合的問題を対象とし、実務的視点を加えて、応用的な法領域について基礎的な理解とともに、広範で高度の専門的実務的知識を修得することを目的とする「総合問題研究」、である。以下、各科目群について詳しく述べる。

まず、法律基本科目に関しては、公法系科目として、「公法総合」（2単位）、「憲法基礎Ⅰ・Ⅱ」（各2単位）、「憲法演習」（2単位）、「行政法基礎」（2単位）、「行政法演習」（2単位）の合計12単位、民事系科目として、民法では「民法基礎Ⅰ～Ⅳ」（合計14単位）、「民法演習Ⅰ・Ⅱ」（各2単位）、「民法総合」（2単位）、商法では「商法基礎」（2単位）、「商法演習Ⅰ・Ⅱ」（各2単位）、民事訴訟法では「民事訴訟法Ⅰ・Ⅱ」（合計6単位）がそれぞれ必修として設けられ合計34単位、刑事系科目として、「刑法Ⅰ・Ⅱ」（各2単位）、「刑法演習」（4単位）、「刑事訴訟法」（4単位）の合計12単位がそれぞれ必修科目としてもうけられている。実体法に関しては、公法系科目、民事系科目、刑事系科目のいずれに関しても、初学年において基礎を学んだ後により踏み込んだ学習のための演習科目が配置させるのが基本となっている。訴訟法に関しては、民事訴訟法、刑事訴訟法とも2年次（2年コースは1年次）以降の学習となっており、演習科目は設定されていないが、実定法の知識を前提に十分な議論ができるように実質演習科目と同等の位置づけがなされている。また、民法と憲法・行政法に関しては、学習範囲が広範囲に及ぶことから体系的理解のためにそれぞれ「民法総合」、「公法総合」といった総合学習科目が設定されている。

法律実務基礎科目に関しては、要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟の実務の基礎に関する科目として「民事実務基礎」が2年次後期（2年コースは1年後期）に2単位で配置され、事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎に関しては、「刑事実務基礎」が3年次前期（2コースは2年次前期）に3単位で配置されている。前者は、2年前期までの民事系基礎科目および民事訴訟法の学習を前提に民事訴訟実務基礎を理解させるべく、裁判官教員、弁護士教員、研究者教員が合同で授業を行っており、基礎知識を理解した上での理論と実務の融合教育が図られている。また、後者に関しても、2年後期までの刑事系の基本科目および刑事訴訟法の履修後に、検察官教員、弁護士教員、裁判官教員、研究者教員の合同による授業が行われ、それまでの法律基礎知識と実務の融合理解が図られている。とくに刑事実務基礎は、刑事訴訟実務全般の理解を深めるために、裁判官、弁護士をゲストスピーカーとして招くなどの配慮をなしているほか、本法科大学院では刑事系に関しては、民事系科目のように独立した模擬裁判の授業が用意されていないことから、訴訟実務の動的な理解を図るため、単位数を3単位とし前期科目通常授業終了後に簡易な模擬裁判授業を集中式で行うなどの工夫をなしている。

これら法律実務基礎科目に関しては、民事、刑事いずれに関しても、少人数のグループ討議、ロールプレイの実施、レポート課題の実施による事前学習の促進など、授業内容を考慮した教育手法が取られている。また、本法科大学院では実務と理論の架橋を目指すべく、実務基礎科目担当者会議を組織し、定期に会議を開催し、授業方法についての十分な議論をなしている。さらに、海外での教育状況をも参照にすべく、実務家教員も含め、複数の海外視察も実施してきたほか（視察状況については、本章末の資料参照）、定期的に外部からゲストスピーカーを招き、FD活動も盛んに行ってきた（第3章末のFDに関する資料参照）。

また、以上の実務基礎関係の科目に加え、本法科大学院では、3年次後期（2年コースは2年次後期）に法曹としての責任感や倫理観を涵養するための教育内容として「法曹倫理」（2単位）をもうけている。法曹倫理に関しては、実務科目を学ぶにあたっての基礎であることから、法曹倫理に関する指導は、3年次後期にいたる以前の実務科目においても必要に応じて指導されることとなっている。たとえば、エクスターンシップにおいては事前に十分な責任感、倫理観を身につける必要があるが、これらに関しては独立した事前指導を行うことによってその必要性を満たしている。また、前述の民事実務基礎、刑事実務基礎といった実務基礎科目においても当然のことながら法曹の責任感、倫理観に関連する指導が随所においてなされる。その上で、実務科目等を履修の上でこそより高度な責任感や倫理観を涵養しうるものとの考えから、これを3年次後期に担当している。このように、本法科大学院では、法実務における責任感、倫理観の重要性を十分に意識した授業構成となっている。

また、本法科大学院では、法情報調査、法文書作成に関する科目を独立した科目として開講するとともに、必修科目としている。すなわち、1年次に「リーガルリサーチ&ライティング」（2単位）が必修として設置され、この科目においては、法令、判例および学説に関して、今日利用可能な各種のデータベース等を活用し、十分な情報検索が可能なように訓練するとともに、法律家としての必要とされる基本的な文章表現にかかわる訓練がなされる。この科目は、3年コース、2年コースを問わず必修科目とされており、法学既修者、未修者を問わず、基本的情報収集能力と文章表現力が確実に身に付くように配慮されている。これらの基本的技術の修得を前提に、より専門的な法文書の作成に関しては、選択科目として「法文書作成Ⅰ」、「法文書作成Ⅱ」が設けられ、前者では訴訟関係文書の作成に関するより細やかな指導が、後者では企業法務関係の文書作成に関するより細やかな指導がなされることになっている。

以上の法律実務基礎科目に加え、本法科大学院では、現時点で「民事模擬裁判」、「ロイヤリング」、「エクスターンシップ」を実務基礎科目の選択科目として設定している。これらの科目に関しては、現状では選択必修の形をとっていないが、必修科目、選択必修科目外に設定された自由選択科目10単位の中に含まれることと、これらの科目が必修科目の「法曹倫理」の必要履修科目に指定されることによって、実質4単位の範囲内での選択必修科目に近い扱いとなっている。「民事模擬裁判」は、半期を通じ、ひとつの民事裁判の過程全体を模擬的に演じることによって、法律実務基礎的技術を修得することが可能となっている。本法科大学院では、学生が原告、被告、裁判官役にわかれ、実際の裁判さながらの裁判劇を演じるほか、証人役に演劇関係者の協力を求めるなど、かなり実践的な指導がなされている。模擬裁判は記録装置を完備した法廷教室で録画され、事後の学習も十分に なされている。「ロイヤリング」は弁護士実務に必要な技能を修得させるための科目であるが、具体的には依頼者との面接技術や交渉、調停の際の技術についての実践的な指導がなされる。この科目においてもロールプレイのような体験型の学習が積極的に取り入れられ

ている（本章末の資料にある両講義の講義計画参照）。最後に「エクスターンシップ」は、本法科大学院でもっとも力を入れている実務基礎科目でありその内容もきわめて充実したものになっている。なお、本法科大学院では、上記模擬裁判、ロイヤリングのほか、法と心理学などの授業において一般市民の模擬証人や模擬相談者役を用いた授業を行っている。そのような授業を可能にするために本法科大学院では、法科大学院教育を支援するボランティア団体 CLESS(Community Legal Education Supporting Service)を組織し、一般市民の協力を仰いでいる。このようなボランティアの参加を仰ぐことによって市民感覚に溢れる法曹の養成にも努めている。その活動状況は章末の資料、「CLESS の授業協力状況」に示すとおりである。

その他公法系の諸問題を含む法律実務基礎科目については、従来既存の科目の一部において対応してきた。すなわち、憲法基礎 I の第 9 回（司法権の範囲・限界）、第 10 回（裁判所の組織と権能）、憲法演習の第 1 回（憲法訴訟とは）、行政法基礎の第 6 回（情報公開と個人情報保護）、行政法演習の第 1 回(行政救済の意義等)、第 2 又は 7 回(行政不服審査)である。これらは研究者教員によるもので、訴訟実務の観点からのものではなく、開設の必要性を検討してきたところである。したがって、法科大学院協会の報告等をも参考にし、開設する方向でさらに検討する。専門的訴訟領域の実務科目については、当法科大学院は特定領域を念頭に置いたものではないが、学生の要求と開設の可能性等について、引き続き検討している。

基礎法学・隣接科目に関しては、豊富な選択科目が設けられ、その中から 4 単位を選択することが義務付けられている。具体的には、基礎法学・隣接科目は「法学基礎理論」、「法制史」、「政治学」、「外国法・国際法」、「隣接領域」の 5 つにグルーピングされ、そのそれぞれに複数の科目（合計 20 科目、40 単位分）が配置されている。とくに本法科大学院では「国際的視野と能力をもった法曹」、「企業法務に通用する法曹」、「市民生活上の法律問題に関して活躍する法曹」といった 3 タイプの法曹を養成することを目指しているが、その目標に見合い、基礎法学・隣接科目に関しても、3 カ国語の外書講読のほかに「外国法研究序説」、「アジア法概論」など「外国法・国際法」グループの充実が図られているほかに、企業法務基礎となる「情報と法」、「法と経済学」といった科目の設置、市民生活上の問題を考える基礎としての「法と心理学」といった科目の設置も特徴的である。これらの科目は、基礎科目として 1 年次に配置されているが、必要に応じ後年次においても履修可能なように配慮されている。

次に、展開・先端科目であるが、本法科大学院のひとつの特徴が、単に資格者としての法曹を養成するのみにとどまらず、高い理想を有する法曹を養成する点にあり、そのため、本法科大学院では、上述のように、「国際的視野と能力をもった法曹」、「企業法務に通用する法曹」、「市民生活上の法律問題に関して活躍する法曹」といった 3 つのタイプの法曹養成を目標として掲げていることから、この科目に関しては、まさにそれら 3 つのタイプの法曹、すなわち、「国際社会と法」、「企業活動と法」、「市民生活と法」といったグルーピン

グがなされ、その中に豊富な選択科目が準備されている（合計34科目、68単位分）。また、学生はこれら豊富な展開・先端科目から自らの志望にあわせ、20単位を選択することが要求されており、法律基礎知識にとどまらず、十分な専門知識を身につけることが要求されている。なお、選択にあたっては、上記3つのタイプの法曹を目指す場合にいかなる選択の可能性があるかを示すモデル履修案が提示され、本法科大学院の求める法曹の養成が目指されている。

本法科大学院では、これら4科目群に加えて、「総合問題研究」群を配置している。この総合問題研究群に属する科目は、公法・民事法・刑事法の各領域について、実務的視点を加えた、個別の法分野を横断する総合的・融合的問題を対象としており、その内容は、社会の多様な新しい法的ニーズに応え、応用的な法領域について基礎的な理解を得させるとともに、広範で高度の専門的実務的知識を修得することを目指しているものである。この科目は必修ではないが、いわばそれまでの授業の総仕上げともいえるものであることから、学生にはこれを履修するよう、ガイダンスにおいて指導している。

3. 教育方法

法曹育成を目的とする法科大学院では、(1)裁判上で、あるいは、裁判外で紛争を解決するということを前提とする教育、さらには、(2)紛争を未然に防止するための予防策や企業活動などを支援する戦略的アドバイスができるような教育をすることが重要となる。このため、本法科大学院の教育課程では、以下の点で法学部とは異なる教育内容・方法がとられている。

第1に、法律基本科目について訴訟を意識した教育内容へと見直しを行っている。

第2に、司法研修所の前期修習の内容を含む、4科目9単位の必修科目、さらに5科目10単位の選択科目を設置当初から用意している。とりわけ、本法科大学院では、法科大学院形成資金を利用して、実務基礎科目についてIT技術を活用した実践的な教材と科学的な教育手法の開発に努力している。

第3に、研究者教員と実務家教員が連携しながらそれぞれの教育の役割を効果的に果たすように教育内容が検討されており、研究者教員と実務家教員が協同して教材を作成し共同して教えるチームティーチング体制が採用されている。このような教育指導体制は、実務基礎科目にとどまらず、法律基本科目や展開・先端科目群でも実践されている。

第4に、専門性のある法曹となるために、訴訟実務・予防法務・戦略法務を意識した多様な展開・先端科目34科目が用意されている。

本法科大学院では適性試験を含む書類審査と小論文試験によって合格した者の中で既修者コースへの入学希望者に対して、法律科目試験（憲法・行政法・民法・商法・刑法）を課し、一定の成績に到達している場合に、既修者として認定する方式を採用している。このため、法学既修者については、従来の法学部教育を繰り返すのではなく、実務法曹の

育成に必要な授業内容となるようにカリキュラム上の工夫がなされている。法律基本科目については、法曹実務で必要となる法知識、思考力、分析力、表現力などの高度化をめざして演習科目を展開しているほか、実務基礎科目、展開・先端科目を中心に授業が展開されている。修了要件 73 単位のうち、実務基礎科目、展開・先端科目に属する科目 39 単位を履修することが必要であり、これらの科目では、多くの科目で研究者教員と実務家教員（常勤・非常勤）が共同して授業を開講している点でも、従来の法学部のカリキュラムとは異なるものといえる。

以上の考え方にに基づき、具体的には以下のような教育方法が採られている。

（1）科目群ごとの教育方法

本法科大学院では、前述の科目群毎の教育目的を効果的に達成するために、以下に述べるように、各科目群の性質に応じた授業方法をとっているが、科目群の違いや講義科目・演習科目の違いにかかわらず、共通して、NLSシラバスシステムにおいて毎回の予習課題を指示し、それに対する事前学習や課題の提出を義務づけ、これらを基にした双方向的な授業を行っている。また、復習課題も毎回指示するとともに、レポートの提出を義務づけ（科目によって毎週ないし数週間に1回の割合である）、授業中の小テストも頻繁に行っている。

① 法律基本科目のうち、3年コース1年次配当科目および、民事訴訟法と刑事訴訟法（2年次配当科目）では、講義形式と質疑を併用した双方向的な授業を行っている。具体的には（a）予習課題に関する基礎知識を質問しながら講義を進行する、（b）予習課題に関する簡単な事例問題を提示して双方向的な質疑によって解答を導きつつ次第に事例を変化させていく、（c）予習課題として事例問題を課し、その解答を授業で検討する、（d）基本的な法知識を教授し、その後に具体的な事例を提示して検討する、などのバリエーションがあるが、いずれも双方向的な討論を通じて基礎的な法知識を修得させることに重点を置いている。

また、1年次配当科目については、本専攻が独自に開発した「お助け君ノート」システムに基づき、毎回の授業を画像収録して、無線LANを通じてリアルタイムで受講生のコンピュータ画面上に再現し、受講生が授業を受けながら書き込みをしたり、分かりにくい箇所にもその場でコンピュータ上の画面にマークを付すことによって、授業後に当該箇所を再確認したり、関連情報を学習したりすることができるようにしている。

2年次・3年次配当科目（民事訴訟法および刑事訴訟法を除く）では、事例研究を中心的な授業方法としている。具体的には、（a）予習課題である重要判例を取り上げて、その意義・射程等を検討する、（b）判例を素材とした事例問題を作成し、それに対する法律構成を検討する、（c）まったく新たな問題を作成して、それに対する解答を検討する、などのバリエーションがある。いずれの場合でも、双方向的または多方向的な討論によって、事実関係や当事者の主張を正確に整理・分析して、問題解決の方策を考え、組み立てさせる訓練を徹底して行っている。

②実務基礎科目では、リーガルリサーチ&ライティングや法文書作成において、コンピュータを利用して、受講生全員に実際に作業をさせる方法によって、実務家として必要不可欠な法律情報の検索・収集の仕方、法律文章の書き方、判例の読み方等を修得させている。また、民事・刑事の実務基礎では、研究者教員と実務家教員がチームを組んで、毎独自に事例問題を開発・作成し、それを予習課題として課すとともに、授業では、担当教員の間で毎回入念な事前打ち合わせを行ったうえで、それらの問題と課題に対する解答等を素材としながら、演習方式による双方向的・多方向的討論を行っている。さらに、模擬裁判では、実例に近い詳細な独自問題・資料を素材にして、ロールプレイにより、弁護士への法律相談から判決にいたるまでの実際の裁判過程を画像に収録しながら模擬的に体験させる方法をとっている。

エクスターンシップは、3年前期（2年コース2年前期）の配当科目であるが、あらかじめ2年前期（2年コース1年前期）の開始時に説明会を行い、その時点での学生の希望調査を実施して派遣先を確保したうえで、2年後期（2年コース1年後期）に仮登録をさせ、派遣先を決定している。その後、エクスターンシップの実施に先立って、事前学習として、法曹倫理の基本と法曹実務・企業法務に関する講義を実施し、法令を遵守し、専門職倫理や派遣先の業務における守秘義務に反することがないように注意事項を徹底させるとともに、誓約書を徴し、また、万一の場合のために損害保険に加入させている。守秘義務に対する重大な違反がある場合には、エクスターンシップ担当教員およびエクスターンシップ委員会での事情聴取・調査および学務委員会での議を経て、必修科目である法曹倫理の単位を取り消すとともに、懲戒処分を行うこととしている。

③基礎法学・隣接科目および④先端・展開科目のうち、受講者数が多い科目では、上記の法律基本科目と同様、講義形式と質問・討論を併用した双方向的な授業または事例研究を中心とした授業を行っている。また、受講者が少ない科目では、一方的な講義形式にならないよう、対話を中心とした双方向的授業を行っている。

⑤総合問題研究では、実務家教員と研究者教員によるチーム・ティーチングを行っており、時間をかけて練り上げた長文の事例問題と資料を素材に、問題発見、整理、分析、法的表現の総合能力を養うために、ロール・プレイや教員・学生間の徹底した討論による双方向的授業を行っている。このため、予習課題に対するレポートの作成・提出はもちろんのこと、授業後も復習課題として授業内容を反映させたレポートの改訂・提出を求めたりしている。

（2）事前・事後学習のための措置

以上のような方法による授業に確実な実効性を持たせ、学生が授業の事前事後の学習を効果的に行うために、本法科大学院では以下のような措置を講じている。

まず、①前年度末に、NLSシラバスシステムによって全科目の講義概要、講義計画を公表している（同システムの詳細については、第6章参照）。講義概要では、統一的な書式によって、当該科目の講義概要、到達目標、教科書、参考書・参考資料、成績評価方法、

履修条件、その他の注意を明記している。また講義計画では、毎回の授業のテーマと授業日、講義内容を明示するとともに、授業時間外の学修活動において、事前に予習しておく事項と資料の指示、事前・事後に提出する課題の指示などを行い、同時に、当該資料、課題をシステム上に掲げている。これに加えて、シラバスシステム上の「お知らせ」欄や「掲示板」を利用して、学生に対する指示等を細かく行っている。これによって、学生は当該授業に関するすべての情報を一元的に把握している。データベースへも、ホームページから簡単にアクセスできるようにしている。

特に、成績評価については、講義概要の中で、どのような要素をどのような割合で評価の対象とするかをあらかじめ明示している。具体的には、シラバスシステム上のWebCTシステムを利用しまたは紙媒体で行う小テスト、シラバスシステム上で課すレポート、予習・復習課題、授業での発言・討論状況、期末の最終試験などを評価対象として、各授業の担当者がそれぞれ割合を設定しているが、共通して、最終試験の結果に偏った評価をするのではなく、当該授業を全体的に捉え、プロセスとして評価することに留意している。

②毎回の授業で取扱う内容および予習・復習の設定にあたっては、1科目の1回の授業の予習・復習時間が原則としてその2倍の時間以内に収まることを全体の了解事項とし、学生便覧9頁に明記している。また、毎週の予習・復習課題が授業科目間で重複して学生の負担が過重にならないよう調整するために、各担当者が毎週、教務学生係へ課題と提出時期を届け出て、一覧表を作成し、教員・学生に配布し、これにより、教員間での調整をすることとしている。また、試験期間中および2週間前に提出となるレポート課題の提出もしないようにしている。

③予習課題は、内容を授業に関連するものに厳選し、レポートを中心に授業を組み立てるなど授業の進行に最大限活用している。また、復習課題は授業では十分な時間が取れない問題や授業の確認のために厳選して課している。予習・復習課題やレポートの関係資料の配布は、原則としてNLSシラバスを通じて行っているが、同時に、プリントアウトした現物も配布している。これらの課題やレポートの提出もまた、シラバスシステムを通じて行い、教員による添削、評価、コメントなどは、同システムを通じてまたはプリントアウトした現物で返却している。課題やレポートの評価については、独自に開発した匿名投票システムによって、学生自身が他の者の提出したものを評価し、また自己の今後の課題・レポート作成の参考にもできる、一部科目で実施されている。

④予習・復習に関する質問や授業に関するその他の質問が簡単にいつでもできるようにするため、全教員がオフィスアワーを設定している（担当者が常時学内にいることが多いので、ほとんどが随時訪問可能としている）。また、3年コース1年次の学習を支援するために弁護士チューターを採用してチュータータイムを設定し、とくに法律基本科目の授業に関して、理解が難しい問題やレポートの作成方法などを指導している。弁護士チューターは、実務基礎科目についても、教材開発への協力や学生の学習支援を行っている。さらに、授業内容の理解度を随時確認できるよう、旧司法試験や各種試験の択一式問題を参考

にして独自に作成した問題集をシラバスシステム上で公開しており、学生は、これにいつでも自由にアクセスして繰り返し利用できるようにしている。

⑤本法科大学院学生には、専用の自習室内に各人専用のキャレルを配置し、24時間利用可能としている。自習室内には、法学研究科の図書室とは別に、学生専用の図書（基本書・判例集等）を配架し、自習室の外にコピー機を配置している。また、自習室の隣に法律相談室を設置し、学生間での事前・事後の共同学習を行えるよう配慮している。

4. 少人数教育

本法科大学院では、プロセスを重視し、双方向的、多方向的な授業が行なわれることができるよう、少人数による授業を実施しており、ほとんどの科目が50名以下で行なわれている。ただ、昨年と今年度、入学者の内、既修者となったものが20名程度にとどまったことから、一年次のリーガルリサーチ&ライティングと公法総合の受講者が60名台となっている。また、昨年、「労働法」が60名台、「変容する社会と家族」が、70名台となっているが、授業の支障とはなっていない。

5. キャップ制度

本法科大学院の授業においては、授業時間外において十分な予習・復習を行う必要があることから、そのための時間を確保することができるよう、各学年において、学生が履修できる授業科目の単位数には、上限を設けている。すなわち、1年次、2年次（2年コース1年次）においては36単位を上限とし、選択科目を中心とする3年次（2年コース2年次）においては、学生の問題関心に従った多様な選択の可能性にも配慮し、44単位を上限としている。この上限を超えて履修登録をすることは認めていない（下記資料および第2章末資料「学生便覧（抄）」21、40頁参照）。

名古屋大学大学院法学研究科規程別表

（履修方法）4 履修単位の限度

各年次において履修できる授業科目の単位数は、次の単位数を超えることができない。

第1年次 36単位

第2年次(法学既修者第1年次)36単位

第3年次(法学既修者第2年次)44単位

6. 優れた点および改善点

（1）教育内容について

本法科大学院では、教育方法・内容において、以下の優れた特徴のある取組みを行っている。第1に、教育理念にそったモデル履修案を提示するだけでなく、本法科大学院の教育

課程のチャート図を作成し、開講科目群全体の段階的学修のあり方を明示していること、第2に、1年次から実務基礎科目についても法律基本科目との並行履修システムが採用されており、理論的教育と実務的教育の架橋を無理なく実現するための方策が講じられていること、第3に、研究者教員と実務家教員が協同して教材を作成し共同して教えるチームティーチング体制が多く科目で採用されていること、第4に、法律基本科目及び実務基礎科目についてIT技術を活用した実践的な教材と科学的な教育手法の開発が行われている点である。

一方、研究者教員と実務家教員が協同して教材を作成し共同して教えるチームティーチング体制を維持するためには、実務家の協力が不可欠であり、また、大学内だけでなく、大学外で法科大学院生の研修の機会が保障されることが必要となる。しかしながら、このような教育指導体制を実現するためのシステムとしては、現状では実務家を常勤ないし非常勤教員として雇用するしか方法がなく硬直的である。また、大学外での研修の機会も制限されている。実務法曹を育成する専門職大学院として合理的で効果的な指導体制が確立するためには、大学外の実務家の協力を得やすい請負・委任などの契約形態やそのための財政的基盤の強化が必要であり、また、裁判官・検察官・弁護士・企業法務担当者などとの人的ネットワークの継続的な構築について今後とも一層の改善が必要である。

また、授業科目の実施状況に関しても、いくつかの改善を要する点が生じている。まず、法律基礎科目に関しては、必修として総合科目を設け、民法及び公法関係科目の充実を図ったところであるが、多様化する行政法および実務に密接な関連を有する刑事訴訟法へのより一層の対応も必要であるとの観点から、2007年度のカリキュラムからは、総合科目に関してはこれを関連科目の中に発展的に解消し、行政法2単位および刑事訴訟法2単位を追加し、民法に関しては総合問題演習を2単位から4単位にすることによって授業内容の充実を図ることとした。また、法律実務基礎科目に関しては、複雑多様化する要件事実をめぐる実務への対応のために、これに関する教育の一層の充実が必要であるとの認識に至っている。そのため、やはり2007年度からは、「民事実務基礎」、「刑事実務基礎」の授業科目の基本構造は維持しつつも、「民事実務基礎」に関しては、総単位数を「刑事実務基礎」と同様の3単位にとし、「民事実務基礎Ⅰ」（2単位、従前通り2年後期配置）と「民事実務基礎Ⅱ」（1単位、3年前期配置）に構成替えし、前者では要件事実教育を行い、後者ではそれを踏まえた民事弁護論の授業を行うものに変更予定である。また、実務基礎科目を「民事模擬裁判」、「ロイヤリング」、「エクスターンシップ」の3科目とし、実務基礎科目に関しては、これら6単位から4単位を選択必修とすることとした。これと同時に、「法文書作成Ⅰ」、「法文書作成Ⅱ」に関しては、前者は「リーガルリサーチ&ライティング」と「民事実務基礎Ⅰ・Ⅱ」の中で吸収解消を図り、後者に関してはこれを展開先端科目の「企業法務Ⅱ」として構成替えすることとした。そのほか、公法系の諸問題を含む訴訟実務に関する授業科目に関しては、前述のように現在対応を検討中である。

また、基礎法学・隣接科目および展開・先端科目に関しても、これまでの経験から、前

者に対しては受講者が分散気味であり、教員の負担が大きい、後者に対しては、司法試験の受験科目との関係で選択範囲が事実上制限されるといった指摘がなされている。そのため、2007年度からは前述のような本法科大学院の科目設定の利点を維持しつつも、基礎法学・隣接科目の科目間集約、展開・先端科目の再構成と履修年次調整を行う予定である一方、総合問題研究については、その重要性から、科目数を増やす予定である。

(2) 教育方法について

本法科大学院では、独自に開発したNLSシラバスシステムにより、予習・復習等の授業に関する情報および資料の提供のほか、課題やレポートの提出・評価、質問への対応、学生の自習の支援等を全科目で統一かつ一貫的に行っており、学生が学習を効率的・効果的に行う体制をとっている。

また、WebCTによる復習・学力確認や、「お助け君ノート」、ビデオ収録による授業等、最新のコンピュータ技術を駆使して、学習を支援しており、本法科大学院が独自に開発した「学ぶ君」もこの5月から運用を開始する予定である。

このようなITを利用した効率的かつ一貫した教育ないし教育支援システムは、全国の法科大学院の中でも先端を行くものではないかと思われる。また、これらによって、少人数教育の実をあげるための教材の工夫や授業方法の工夫にゆとりと広がりが生じ、担当者間の綿密な打ち合わせによって、独自の事例問題の開発や、添削などに見られるきめ細かな指導を実施している。

エクスターンシップでは、担当教員間の事前・実施中・事後の打ち合わせ、学生に対する事前の説明会を行っているほか、派遣先弁護士が本専攻の教育目的を十分理解したうえで、偏りがなくかつ質の高い指導・研修ができるよう、派遣先弁護士に対する事前説明会も開催するなど、十分かつきめ細かい事前準備態勢をとっている。

第3章 成績評価と修了要件

1. 成績評価

本法科大学院では、プロセスを重視する教育であることに鑑み、平常点等の多様な評価項目要素を設定して成績評価をすることとしている。その評価項目が占める割合は科目の特性により異なるが、学生に予め周知させるため、印刷物、シラバスシステムを通じて学生が知りうるようにしている。また、本法科大学院では厳正な成績評価を実施しており、その一環として成績評価は素点により行い、60点以上が合格である。ただし、学生との関係では、これを特A（90～）、A（80～89）、B（70～79）、C（60～69）、D（60未満）に区分して評価しているが、そのような科目の性質によりそのような区分が適切でないものについては、合否で判定している。

名古屋大学大学院法学研究科規程第14条

授業科目の成績は、総合法政専攻においてはA、B、C及びDの区分により、実務法曹養成専攻においては特A、A、B、C及びDの区分により評価する。ただし、この区分により難しいものについては、合格及び不合格の区分によることができる。

2 前項による評価で、特A、A、B及びCを合格とし、Dを不合格とする。

成績の評価については、当然合格とすべきレベルがあることから、絶対的な評価となるが、合格点の中での評価については、厳格な評価となるよう、その分布について専攻会議により目安を設けている。各教員はこれを目安にしながら、学生の到達度に従い成績をつけている。

成績の前述の特A、A、B、C、Dのランクの方法は学生便覧に掲載され（前章末の資料「学生便覧（抄）」23、34頁）、各講義での評価項目、評価基準についても予め設定され、シラバスシステムにおける講義概要において学生に周知されている（本章末資料「講義概要例」参照）。

また、厳正な成績評価を確保する手段の一環として、成績について、学生に確認制度を設け、学生が自己の成績を確認できるようにしている（前章末の資料「学生便覧（抄）」23頁、本章末資料「確認申請書」参照）。また、このこととも関連するが、平常点については、すべての科目についてはではないが、日ごろから学生に予め知らせ、自分の現在の到達度位置が知りうるようにし、学生の奮起を促している。

また、成績分布に関するデータは、教員のFD活動の中で各教員に開示しており、各教員の評価の結果について教員間で共有されている。これにより、偏りのある成績分布がないよう、教員自身による問題点の発見、教員の相互監視により是正する機会を確保している。成績の分布については、学生に対しても、全科目について、成績発表と同時に資料

の配布により開示される。また、定期試験についても、採点基準を学生に示すことが制度化されており、これも定期試験を行った全科目について実施されている。

なお、各期必修科目についてのみ、その不合格者に8単位の限度で再試験が認められている。これは、救済措置であるため必修に限ればよいこと、また、その趣旨から安易に認めるべきでないこと、厳格な成績評価がなされることから準備し得る科目について自ずと限りがある、との考え方によるものである。また、再試験者に付される成績は、厳格な成績評価の趣旨および2度の受験機会を得ていることに鑑み、CあるいはDに限られている（下記の資料および前章末資料「学生便覧（抄）」23頁参照）。

「学修に関する注意事項」7. 学期末試験

(3) 再試験

必修科目の試験で不合格となった者（試験を欠席した者を含む）は、学期末試験の再試験を受けることができる。

試験は、学期ごとに行う。再試験の受験は、各学期8単位を超えることができない（不合格科目の総単位数が8単位を超える場合にも、8単位を超えない範囲の授業科目について再試験を受けることができる）。

再試験を受けようとする者は、各学期の成績発表後3日以内に、所定の再試験申請書を教務学生掛に提出しなければならない。

再試験には、土曜日等の休業日を当てることもある。再試験の時期、方法その他必要な事項は、学期末試験に必要な事項と同時に公示する。

再試験についても、定期試験と同レベルの水準と採点基準により厳正な採点が行なわれている。このことは、再試験を受験しても合格できなかった者がいる現状からも明らかである。

2. 修了要件

本法科大学院の修了要件は、101単位（既修者は73単位）であり、その内訳は、①公法系科目12単位、②民事法系科目34単位、③刑事系科目12科目、④実務基礎科目9単位、⑤基礎法学・隣接科目4単位、⑥展開・先端科目20単位、⑦実務基礎科目、総合問題研究および展開・先端科目の内からの10単位である（既修者は一年次に修得する28単位について修得したものとみなされる。後述3. 参照）（下記資料および前章末資料「学生便覧（抄）」40頁参照前）。

名古屋大学大学院法学研究科規程別表

(履修方法)

1 修了要件

次に掲げる単位を含む101単位以上を修得しなければならない。

- 一 法律基本科目 58単位
- 二 実務基礎科目のうちリーガルリサーチ・ライティング、民事実務基礎、刑事実務基礎、法曹倫理の9単位
- 三 基礎法学・隣接科目4単位
- 四 展開・先端科目20単位
- 五 前各号のほか、実務基礎科目、総合問題研究及び展開・先端科目のうちから10単位

2 法学既修者

法学既修者は、第1年次の法律基本科1の1ち、公法総合を除く28単位を修得したものとみなす。

設置基準で必要な単位数は93単位であるが、基礎科目と実務基礎科目を重視し、それぞれを標準のものより多い58単位、9単位としたことが多くなっている理由である。

なお、開設当初は、修了要件として、展開・先端科目30単位以上の修得を必要としていたところ、この要件のもとでは、既修者コースの学生について、最終年次において、本法科大学院が重視している実務基礎科目・総合問題研究の履修に無理が生じることが判明したため、2005年度に修了要件を上記のように改めた。

なお、本法科大学院では、プロセスで育成するという法科大学院のコンセプトに応じて、進級制度を採用し、成績が一定水準に達しなかったものについて、次学年への進級を認めていない。進級できない者は、一年次において既修単位が28単位に満たない者、二年次において、57単位に満たない者である。

名古屋大学大学院法学研究科規程別表2

(履修方法)

3 進級要件

各学年の終了時において既修得単位の合計が下記の単位数に満たない者は進級することができない。

第1年次	28単位
第2年次（法学既修者第1次年次）	57単位

原級にとどめ置かれたものは、次学年配当の科目を履修できない。ただし、すでに修得した授業科目の単位数が失われることはない。また、指導教員が事情を聴取し、履修について必要な指導をすることとしている（「学修に関する注意事項」8、前章末資料「学生」便覧（抄）24頁）。

進級要件及び留年の場合の取扱いについては、名古屋大学法科大学院学生便覧において詳しい説明をしている（前章末資料「学生」便覧（抄）24頁、40頁）ほか、年度当初のガイダンスにおいても十分に説明し、学生への周知徹底を図っている。

第4章 教育改善

1. 改善に係る施策

本法科大学院では、教育の内容・方法の改善・充実を組織的に図っていくために、自己評価を行うこととし、自己評価委員会を設置しているが、同委員会は法科大学院全体を自己点検・評価を統括するものと位置付けられており、教育の現場での意見を通じて、教育内容・教育方法の改善・充実計画を策定するため、学務委員会の下部委員会として、授業評価アンケート実施委員会、教育方法改善委員会を組織している。また、学生が学修活動を効果的に行うための新しい教育方法を開発・提供するために、科学研究費法科大学院形成支援プロジェクトの採択を受けて、法科大学院形成支援プロジェクト事務局を組織している。したがって、自己評価委員会とこれらの諸委員会が連携して、教育の改善に努めている（なお、教育の現況・改善状況については、報告書として、今年の3月に「名古屋大学法科大学院における教育の現況・改善報告書」が取り纏められているので、詳細はそちらを参照して頂きたい。）。

(1) 法科大学院形成支援プロジェクトに関する組織の構築とシステム開発

本法科大学院では、法科大学院形成支援プロジェクト事務局を中心として、学務委員会、教育方法改善委員会等と連携を図りながら、新しい教育方法に関するシステム構築を行っている。その成果は、すでに、「お助け君ノートシステム」（授業の画像収録による復習支援システム）、「学ぶ君システム」等の導入として現われている。

(2) システム開発の成果

教員は、NLSシラバスシステムを用いることにより、授業計画を分かりやすく比較しやすい形式で立案するとともに、独自に開発した、匿名投票システム、「お助け君ノート」（授業の動画映像収録）、「学ぶ君システム」（択一問題の提供による自習システム）などITを利用した双方向的・多方向的な授業を展開するための新しい教育ソフト・ツール群を積極的に利用するよう努めている。また、後述のFD活動を通じて、これらのツールの新しい機能とその導入方法等を共有し、それを各授業の運営に直ちに反映できるようにしている。

(3) 授業評価アンケートの実施

学務委員会の下部組織としてアンケート実施委員会を組織し、学期毎に授業終了に先立ち、学生による授業評価アンケートを実施し、アンケート結果をとりまとめている。アンケートでは、各科目における教育内容と方法を中心とした質問項目を設定している。また、教員は、アンケートの結果データをふまえて、授業方法についての評価と今後改善すべき点などを記載した授業実施報告書を作成している。アンケート実施委員会は、これらを取りまとめたうえで全教員に配布し、また教授会で報告をしている。

(4) 教育方法改善研究会の開催

学務委員会の下部組織として教育方法改善委員会を組織し、授業評価アンケート、授業実施報告書、各担当教員による成績評価の分布（成績の割合）を調査・分析し、教育の現況・改善報告書を取りまとめ、年1回、本法科大学院に所属する全教員および全学生の参加を義務づけた教育方法改善研究会を開催している。同研究会では、アンケート結果を取りまとめた資料を配布したうえでの報告・質疑および学生との懇談会をふまえた当面の課題に関する報告・質疑を行うとともに、教育方法の改善に関して本専攻が直面する重要テーマを取り上げて（2005年度は「双方向・多方向授業の効用と課題」および「法律基本科目における通説・判例の取り扱い」）報告・質疑を行っている。

（5）教員研修

学務委員会は、教育内容および方法の改善に資するため、毎回ほぼ全教員の参加によるFD集会をひんぱんに開催して各教員の工夫や最新の情報を共有するように努めるとともに、司法研修所等の学外の機関が行う研修会等に教員を頻繁に派遣してその報告書を徴している。また、ITを利用した教育方法についてのシンポジウムや研究会を開催し、他の法科大学院への学ぶ君システムの移植など、教育方法に関するノウ・ハウの普及にも努めている。さらに、海外のロー・スクール教員等と共同して、教育方法の改善に関する講演会やシンポジウムを開催し（本章末の資料「FD活動一覧」参照）、新しい教育方法の導入の試みにも努めている。

（a）実務家教員の教育研修

本法科大学院では、実務家教員と研究者教員とが緊密な連携の下でチーム・ティーチングを行えるよう、実務基礎科目担当者会議を組織し、毎週会議を開催して授業の方法等について十分な意見交換を行って授業に臨んでいる。また、学務委員会の主催でFD集会を開催したり、外部における研修に派遣したりして、研究者教員の行う授業方法や教育支援ツール等についての最新の知見を深めることができるようにしている。さらに、海外のロー・スクールでの教育視察のために、実務家教員の派遣も行っている（本章末の資料「実務家教員の海外視察一覧」参照）。

（b）研究者教員の実務研修

他方、研究者教員が実務上の知見を補完して、実務法曹を養成するための教育に適切に対応できるようにするために、要件事実・事実認定に関するFD集会の開催や、司法研修所や日弁連法務研究財団をはじめとする外部での研修への研究者教員の派遣等を行っている。また、研究者教員が弁護士事務所における弁護士の活動に関する知見を得るため、昨年度から年度末の時期に、弁護士事務所での数日間の研修を実施しており（本章末の資料「視察一覧」、「研究者教員の実務研修」参照）、昨年度は4名参加している。

2. 優れた点及び特徴ある取り組み

本法科大学院では、ITを利用した教育に関するシステムの開発・運用ならびにそれらから得られる知見の共有に努めている。ITを利用したシステムを採用している法科大学

院は数多く存在するが、実際上の活用度において、本法科大学院は、全国でも先端に行くものであると思われる。

また、実務家教員もこれらのシステムの利用を義務づけられることを通じて、研究者教員の有する教育ノウ・ハウを共有できる環境を整えている。他方、研究者教員が弁護士事務所で行う研修は、実際の弁護士業務の一部始終を体験してその成果を教育に還元しようとする取り組みであり、ユニークな取り組みであると思われる。また、お助け君ノートシステムで収録した画像は担当教員以外の教員も視聴可能であり、構成員間での研鑽が図られている。

第5章 入試

1. アドミッション・ポリシー

本法科大学院の入学受入の基本方針は、専攻会議（法科大学院発足以前は法学研究科教授会）において議論され決定されており、その基本方針に基づいて、専任教員数名で構成される法科大学院入試委員会が、専攻長（法科大学院長）の監督の下、入学試験の実施について責任を負う体制がとられている。具体的には、入試委員会は、受験資格審査、書類審査ならびに本試験問題の作成および採点を行っている。第1次選抜の判定および合格判定は、入学試験委員会が原案を作成し、専攻会議が決定する。本試験当日の設営・監督業務については、入学試験委員会とともに専攻長が責任を負って行う体制となっている。なお、法学既修者認定については、専門分野の専任教員数名で構成される既修者試験委員会が、問題の作成および採点を行っている。既修者認定自体は、同委員会が原案を作成するが、専攻会議の権限となっている。

本法科大学院の教育の理念および目的は、自由な共生社会を支え、広い国際的関心と視野を持ち、中部日本のニーズに応える法曹の養成であるが、このような法曹を養成するためには、入学者は、個々人が、社会・経済に対する関心を有し、基礎的な論理的思考力および表現力を有すると同時に、集団として切磋琢磨していけるように、多様なバックグラウンドを有する者たちの集まりであることが必要であると考えている。そのような考えに基づいて、本法科大学院のアドミッション・ポリシーは、次のように定式化されている。

名古屋大学法科大学院に入学する学生には、まず大学院で学習するための一般的な資質として、幅広い知見によって支えられた分析力と論理的思考力、思考の過程及び結果を的確に表現する能力（論述力）を有していることが求められます。そして、それを前提に、法曹を目指すのに必要な、正義や権利に敏感で、社会・経済に対する強い関心を持ち、そこで生じている問題を発見し、これを適切に処理できる基本的な能力を有していなければなりません。これらは、学部段階で学習した専門分野を問わず、すべての学生に共通に求められる能力です。

これに加えて、法学既修者コースで学習するためには、法学の基本的な科目（法学未修者コースの1年次で開講されている科目に相当）について既に十分な知識を有していなければなりません。

法科大学院の教育が実りあるものとなるためには、多様な専門分野やバック・グラウンドを有する人材が入学して、互いに切磋琢磨することが肝要といえます。多様性を実現するには、法学部卒業生のほかにも他学部卒業生、社会活動の経験が豊富な人材、外国留学の経験やボランティア活動の実践を有する人材等が含まれることが望ましいと考えています。

<http://www.nagoya-law-school.jp/senbatsu/index.php> 【2】名古屋大学法科大学院がもつめる学生像

（本章末の資料HP上の掲載の文章参照。以下、本章において同様）

上記のアドミッション・ポリシーは、入学者の専門分野、バックグラウンドにおける多

様性を重視する内容のものであり、それに対応して、入学者に求める資質・能力においても、社会に対する基本的な問題関心と知的専門職に必要とされる一般的な論理的思考力や表現力を重視する内容となっている。本学出身者や法学部卒業生に偏することなく、広く人材を集めることができるよう、開放的で公平な入学者選抜を指向するものである。

アドミッション・ポリシーは、本法科大学院のウェブサイト上に公表され、広く周知が図られている。2005年度における同ウェブサイトの訪問者総数は、199,477人であり、1日当たりの平均訪問者数は546.5人、訪問者あたりの平均閲覧ページ数は、16.1ページである。同ウェブサイトには、そのほか、「理念と特色」（設置の趣旨等を含む）、「教育内容とその方法」、「教員組織」、「入学選抜試験」（入学試験のプロセスを含む）、「募集要項」の各項目が設けられている。また、アドミッション・ポリシーを含む本法科大学院の概要・特色については、各年度入学試験の出願期間前に開催される公開の説明会においても、その概略を説明し、出席者からの質疑に応答しているほか、本法科大学院の受験に関心を有する人々たちに向けて作成・配布されているリーフレットにも簡略化された形で記載され、広く周知が図られている。

2. 試験方法

アドミッション・ポリシーとして、すべての入学者に対し、①幅広い知見によって支えられた分析力と論理的思考力、思考の過程及び結果を的確に表現する能力（論述力）を有していること、②正義や権利に敏感で、社会・経済に対する強い関心を持ち、そこで生じている問題を発見し、これを適切に処理できる基本的な能力を有していること、を求め、これに加えて、法学既修者コースへの入学者には、③法学の基本的な科目（法学未修者コースの1年次で開講されている科目に相当）について既に十分な知識を有していること、を求めている。また、法科大学院の教育が実りあるものとなるためには、多様な専門分野やバック・グラウンドを有する人材が入学して、互いに切磋琢磨することが肝要と考え、④法学部卒業生のほかにも他学部卒業生、社会活動の経験が豊富な人材、外国留学の経験やボランティア活動の実践を有する人材等が含まれることが望ましいとの考え方を公にしている。

このようなアドミッション・ポリシーのもと、本法科大学院の入学者選抜は、既修者コースと未修者コースの定員をあらかじめ分けることなく、まず全体として、第1次選抜（書類審査）、第2次選抜（小論文試験）を行って合格者を確定し、合格者中、既修者コース志望者に対し、さらに既修者認定試験（法律科目試験）を行って既修者コース入学者と未修者コース入学者を振り分ける方式により行っている。これは、未修者コースに入学する者だけでなく、既修者コースに入学する者についても、法律知識以前に、①②のような基本的能力・資質を十分に備えていることを重視しているからである。

具体的に、第1次選抜の書類審査では、法科大学院適性試験の成績、志望理由書（本研究科を志望する理由と法曹を志望する理由を記入する）、自己評価書（「自己評価一覧」に

は、学歴、職歴、外国語の能力、その他に分けて関連事項を記載して証明書を添付し、「自己評価書」にはそれに基づく自己評価を記入する)、大学学部における成績証明書に基づく評価を行う。第2次選抜では小論文試験(社会科学的な題材の論説文に対する設問に解答させ、読解力と論理的思考力、表現力を見る)を行い、書類審査の結果と総合して合格者を判定する。法学既修者選抜試験は、未修者コース1年次の法律基本科目に対応して、公法系(憲法及び行政法〔行政救済法を除く〕)、民法法系(民法及び商法〔保険・海商を除く〕)、刑事法系(刑法)につき、実施している(本章末の資料「募集要項」およびHP掲載の文書参照。以下本章において同様)。

このうち、アドミッション・ポリシーの①に対応するのは、主として、書類審査における法科大学院適性試験の成績、学部の成績証明書、自己評価書の各評価と小論文試験の評価であり、②に対応するのは、主として、書類審査における志望理由書、自己評価書の各評価であるが、小論文試験の評価もこれに関わる面がある。③に対応するのは、法律科目試験であるが、そこでは、幅広い基礎的知識と深い理解・応用力とをともに確認できるよう、出題の形式・方法を工夫している(平成18年度入学者選抜までは、短答試験と論述試験を併用した。平成19年度入学者選抜からは、論述試験に一本化するが、論文式試験ばかりでなく、これに短文記述式試験を組み合わせる等の出題形式・方法の工夫は維持される)。

④は、主として書類審査における志望理由書と自己評価書の評価による。書類審査に当たっては、職業経験やボランティア活動、サークル活動などの社会的活動経験、留学経験は、個別評価項目として重視しているが、さらにこれらの点は、法曹を志望する理由や法曹としての適性にも関わる点において、総合的な評価の対象にもなっている。

なお、本法科大学院の入学者選抜にあたり、本学法学部の出身者について優先枠を設けたり、選抜に関し優遇措置を設けるようなことは一切していない。それは、アドミッション・ポリシーが掲げるように、法科大学院の教育が実りあるものとなるためには、多様な人材が入学して、互いに切磋琢磨することが肝要と考えており、そのことは、法学部出身者についても同様であるからである。従って、書類審査において、大学そのものを考慮することがないのはもちろん、大学学部の成績証明書の評価においても、大学を考慮することはしていない。ちなみに、平成18年度入学者選抜において、名古屋大学法学部出身者は、合格者96名中32名(33.3%)、入学者82名中31名(37.8%)である。

以上の各試験の比重であるが、本法科大学院の入学者選抜にあたっては、法科大学院における履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力を判定する客観的資料として、適性試験の成績を重視している。

すなわち、適性試験は、平成16年度～平成18年度の入学者選抜においては、独立行政法人・大学入試センター実施の法科大学院適性試験によることとし、その客観的性格を重視して、第1次選抜では、適性試験200点、その他の書類審査100点の比率で評価し、第2次選抜では、これに小論文試験100点を加えて総合評価している(本章末の資料「募集要項」、HP掲載の文書参照)。

もとより、試験形式に伴う限界から、適性試験では評価し尽くせない適性、能力もあるため、別途、社会科学的な題材の論説を用いた小論文試験により、読解力と論理的思考力、実際の文章表現力を評価し、また志望理由書、自己評価書、大学学部の成績証明書により、感受性や社会的問題関心、社会性や行動力などを評価し、それらの結果を総合的に判定することとしている。

なお、平成18年度入学者選抜までの実績を踏まえ、適性試験の客観性をやや重視しすぎていたことが反省される一方、書類審査と小論文試験を適確に実施してきた実績が評価され、平成19年度入学者選抜試験からは、第1次選抜における適性試験とその他の書類の評価の比率を100点对150点に改め、第2次選抜でもこれに小論文試験150点を加えて総合評価することに改めた（章末資料HP掲載文書の6参照）。

また、書類審査においては、適性試験の成績のほか、志望理由書、自己評価書（「自己評価一覧」には、学歴、職歴、外国語の能力、その他に分けて関連事項を記載して証明書を添付し、「自己評価書」にはそれに基づく自己評価を記入する）、大学学部の成績証明書が評価の対象となり、それらの資料によって、外国語能力、留学経験、社会的活動経験、資格、大学成績、学位等の個別項目について評価するとともに、志望理由（目的意識や学習意欲などの実質的内容とともに、表現力、国語力なども加味して評価する）、自己評価（自己評価書の記述全体から、法曹への適性、優れた経験・能力の有無などを評価するとともに、証明資料の整え方も評価する）については、総合評価も加え、全体を合わせて、書類審査の結果としている。

これにより、大学等の在学者については、学業成績以外の外国語能力や資格も評価の対象とするとともに、社会的活動経験として、ボランティア活動の実績や大学のサークル活動における実績を積極的に評価しており、特に積極的・恒常的にボランティア活動等の社会的活動に取り組んだ場合や大学の公式的なサークルにおいて卓越した成果を収めた者については、高い評価を与えている。審査におけるこれらの項目を合わせた比重は、大学成績の比重を上回り、学業成績のほか、多様な学識や課外活動等の実績を十分に加味した選抜を行っているといえる。

また、社会人等についても、社会的活動経験として、1年程度以上の職業経験がある場合には積極的に評価し、特に専門性の高い業務において顕著な活躍が認められる場合には高い評価を与えている。また、資格の評価を通じて、社会経験が評価される仕組みとなっている。これらによって、実務経験及び社会経験を十分に加味した選抜を行っているといえる。

なお、卓越した社会的活動がある者は、それが欠ける者よりも、社会的活動経験と結び付けることにより、法律家を志望する理由や法律家としての適性をより説得力をもってアピールできる場合が多いから、志望理由や自己評価の総合判断においても、学業成績以外の多様な知識や経験が評価に取り入れられているといえる。

本法科大学院では、当初、社会経験（社会と密接な関係をもって生活していた経験）を

入学時において通算5年以上有する者を社会人と定義していたが、これは、名古屋大学法学部が古くから行っていた社会人特別選抜にいう社会人の定義に機械的にそらえたものであった。しかし、学部において学科試験を課さない特別選抜を実施する対象としての社会人と法科大学院において受け入れるべき社会人とが一致しなければならない必然性はなく、平成18年度入学試験の終了後、その見直しを行い、書類審査において社会的活動経験として積極評価をしてきた基準に即し、社会経験を入学時において通算1年以上有する者を社会人と定義することに扱いを改めた。

このような社会人について、入学者選抜においては、書類審査における社会活動経験として一定の評価をし、一定数の入学者を確保できるよう努めている。また、社会人についても、法学を履修する過程以外を履修した者についても、法律家を志望する動機、法律家としての適性が社会経験や専攻分野と関連付けて説明されることが通常であり、それが説得的に示されている限りでは、志望理由、自己評価の総合評価において高い評価が与えられている。これらを通じて、入学者選抜の公平性を害しない範囲で、入学者の内に、法学を履修する課程以外の課程を履修した者、実務等の経験を有する者が3割以上となるよう努めている。

なお、平成18年度入試における社会人または他学部出身者は、合格者96名中26名(27.1%)、入学者82名中22名(26.8%)である。

これは、既存の入学者選抜の仕組みの中で公平性を害しない選抜を行った結果であるが、社会人または他学部出身者を積極的に受け入れることは、多様な入学者の切磋琢磨を重視するアドミッション・ポリシーにも沿うことであり、より積極的に、社会人経験や法学以外の専攻課程における学修経験を評価するよう、書類審査のあり方を改めることとしている。

3. 既修者の認定

本法科大学院における既修者認定は、法科大学院への入学についての合格発表後に、合格者のうちで既修者コース(2年コース)への入学を希望する者(ただし、学部3年次在学者の出願〔いわゆる飛び級による出願者〕を除く)に対する法学既修者選抜試験(法律科目試験)(以下、選抜試験と称する)によって、すなわち、入学コースの振り分けとして行っている。法学既修者試験に合格しなかった者は、法学未修者コース(3年コース)への入学手続を行うことができる。また、選抜試験に合格した者は、既修者コースへの入学手続を行わなければならない。このように、法学既修者コース(2年コース)への入学を希望する者は、法学部出身であるか否かにかかわらず、法学に関する学部段階での一定の単位を修得していなくとも、たとえば独学で法律を学んだ者も既修者として認定されるものとするにより、既修者認定に関する出願において公平性、開放性、多様性を確保している。

選抜試験は、既修者と認定された者が免除される科目が未修者コース(3年コース)の

1年次配当の憲法基礎Ⅰ（2単位）・同Ⅱ（2単位）、行政法基礎（2単位）、刑法基礎Ⅰ（2単位）・同Ⅱ（2単位）、民法基礎Ⅰ（4単位）・同Ⅱ（2単位）・同Ⅲ（2単位）・同Ⅳ（6単位）、商法基礎（4単位）であることから、試験科目を公法系科目（憲法及び行政法（行政救済法を除く）からなる）、刑事法科目（刑法からなる）、民事法科目（民法及び商法（保険・海商を除く）からなる）とし、かつ、試験時間（公法系科目及び刑事法科目 3時間、民事法科目 3時間）および配点（公法系科目 100点、刑事法科目 100点、民事法科目 200点）に配慮することによって、免除される科目内容に応じた試験を行い、法学の基礎的な学識を有するか否かの判定を適切に行っている（本章末資料「募集要項」6～7頁参照）。

選抜試験については、試験科目の各分野の研究者教員からなる既修者試験委員会を設置し、出題・採点および教授会での合否判定のための資料作成を行っている。試験の方法は、平成18年度の試験までは、各科目とも短答試験と論述試験で構成していたが、短答試験は、受験生の負担を考慮すると、試験時間との相関において出題数に制約があり（18年度試験では、公法系科目 7問、刑事法科目 4問、民事法科目 12問）、必ずしも既修者判定のための十分な資料とならないので、平成19年度試験からは、論述試験のみとして、論述試験のみとし、そこで、論文式試験ばかりでなく、これに短文記述式試験を組み合わせる等の出題形式・方法を工夫して、既修者としての学識を有しているか否かの判断をきめ細かく行うこととした。

出題にあたっては、各委員が各科目を専門とする委員以外の教員と十分協議し、最近の学部の定期試験の出題と重ならないよう配慮して問題を作成し、受験生間の公平性の確保を図るとともに、委員会で委員全員による数回にわたる検討を行い、出題内容、表現等の適切性を確保して、全体として免除する科目にふさわしい問題作成に努めている。

試験は、解答・採点・合否判定のすべてのプロセスを受験番号のみによる匿名方式で行っている。また、委員会による合否判定は、出身学部、適性試験の結果、第1次選抜試験（書類審査）及び第2次選抜試験（小論文試験）の結果をまったく加味することなく、選抜試験の点数のみにより、上位30名程度を上限として既修者として認定するものであり、これらの点でも、受験生の公平性の確保を図っている。なお、選抜試験の結果は、2004年度入学者選抜では、受験者62名、合格者40名、入学者33名、2005年度入学者選抜では、受験者41名、合格者22名、入学者20名、2006年度入学者選抜では、受験者42名、合格者22名、入学者18名であった。

既修者として認定された者が修得したとみなされる単位は、法学未修者コース（3年コース）における1年次配当科目中の28単位であり、これは、法学未修者コース（3年コース）の1年次に在籍した者が2年次へ進級するために必要な単位数に相当するものであり、短縮される在籍期間と修得したとみなされる単位数との関係は適切なものとなっている。

なお、この点で、公法総合（2単位）及びリーガルリサーチ&ライティング（2単位）は、法学未修者コース（3年コース）の1年次に配当されている必修科目でもあるが、法学既修者についても修得したものとみなさず、同様に必修科目とし、入学初年度に履修

しなければならないこととしているが、これは、公法科目に関する総合的な能力や、法情報処理についての基本技能については、従来の法学部教育においては必ずしも十分に養成されているとはいえないので、これらを既修者についても必修とすることが必要であると考えたことによる。

第6章 教育環境

1. 施設

本法科大学院の施設面において特筆すべき点は、本学の目的がITに強い法曹を養成することにあることに相応して、ITツールを用いた教育・学習支援環境が高度に整備されている点である。その他自主室、図書、法廷教室等の整備も図られている。

(1) ITツールの整備

本法科大学院では、設置準備以前より、学術創成科研費研究をはじめとして、ネットワーク利用の法学教育のIT化に努めてきた。学部においても、法情報学関連の講義数は多く、法学教育のIT化に関しては、先進的であり、法科大学院設置時においても、さらなるIT化ための土壌としては十分であった。また、情報連携基盤センターとの協力体制も、他学部よりも着実に確立されており、無線LAN環境のインフラ整備には、単独の部局で整備している環境と比べると、一般に、機能性・安定度・セキュリティ等の点で優れた環境を提供できている。

このような背景のもと、元々研究されていた、シラバスを基点とした、ネット上のITプラットフォームを中心に、やはり、利用の実績や改良を重ねてきた、投票システム、ポートフォリオシステム、択一問題システム、そしてSTICS(実習撮影映像をネット上に置き、相互に映像にコメント付加ができるシステム)などを中心として、本法科大学院では本格的導入に向けた拡張・改良を重ね、現在の実運用にいたっている。学ぶ君もこの5月から運用を開始する予定である。

また、このように、ITツールを多用することから、学生に対しても入学時にこれらについてのガイダンスを行うとともに、動作環境に適したパソコンの購入を求めている。以下、個別に見ていく。

(a) NLSシラバスシステム

シラバス機能

①本システムは、シラバス中心に講義で利用する汎用ツールをまとめた、講義のためのWeb上のプラットフォームである。このシステムは本法科大学院においては全教科で利用し、全教員・全学生が利用している基本システムである。その機能を大きく分けると、①シラバス情報や教務情報のお知らせ機能、②課題レポート・投票機能(文章作成技能レベル確認機能)、③支援機能(各種掲示板)に分かれる。以下、順に各機能について説明する。

シラバス機能の基礎となるアイデアは、名古屋大学の高等教育研究センターが研究開発を進めていたGoing Syllabusシステムのコンセプトであった、まず、教員はシラバスを作成し、それを起点として講義を進めるべきである、という発想に基づいている。ここでのシラバス機能とは、基本的には、講義基礎情報や講義概要の提示と修正、講義計画および

講義記録の提示・修正、そして各回の講義資料提示の提示を行うためのものである。NLS シラバスシステムもこの機能を継承したアーキテクチャで構成されている。なお、資料をアップロードして提示するだけでなく、リンク集を提示するための機能なども準備されている。これは著作権などの対策にもなっている。その他にも細かい点で Going Syllabus よりも機能拡張されている。

②匿名課題閲覧&投票機能(文章作成技能レベル確認機能など)

この機能は、もともと投票システムとして、名古屋大学の法学部や大阪大学の法学部などの一部の教員により利用されていたシステムの運用経験から、仕様を分析し、改良・拡張を加えて、シラバスシステムに組み込んだものである。

基本的に、毎回の講義では、必要数だけ課題を提示でき、学生はその課題に対して、Web ページ上でレポートを提出する。こうして、教員は紙媒体のレポートのような収集・整理の煩わしさから開放され、レポートを閲覧し評価できる。ただし、このままの状態では、学生は他の学生のレポートを見ることはできない。通常のレポートと同じような取扱である。

そこで、登場するのが、匿名による課題閲覧機能である。これは、提出されたレポートを匿名にしてシャッフルし、他の学生に提示する機能である。こうして、他人のレポートを読むことで、自分の状況や問題点、学ぶべき点などを効率的に知ることができる。この時、匿名にしてあるので、恥ずかしさからくる煩わしさは解消できる。逆に、もし、名前を知らせたい学生がいる場合には、単にレポート本体に自分の名前を書き込めばいいだけである。

さらに、これら匿名で配られる他人のレポートに対して、投票を行う機能が準備されている。通常のデフォルトオプションでは、全員のレポートを各グループ6、7点の候補となるようにランダムにグループ分けし、各学生はそのどれかのグループが割り当てられ、それらのみを候補として閲覧し、投票を行う。同じレポート群に対して投票は何度でも行うことができる。また、このままだとグループ数分だけよいレポートが選出されるが、さらにこれらの1位となるものを決選投票にかける機能もある。なお、注意して頂きたいことは、選ばせるのは優秀なものでなくても、悪いものを選ばせるとか、単に好きなものを選ばせるとか、同じレポート群に対しても様々な選ばせ方があり、それぞれの投票結果はそれぞれの「投票箱」という概念で、保持される。

投票機能を用いた典型的な利用方法としては、例えば、講義の中で教員による添削を行う場合、従来は全員のレポートに目を通して、教員が講評するくらいしかできないが、講義時間中に全てを読み添削することは困難である。しかし、投票機能を使って、事前に良いものを絞らせて、数点に絞るか、あるいはトーナメント決選機能によって、1つに絞って、それを添削してみせれば、少なくともある一定以上の優秀なレポートを書く能力のあるものに対しては、有効な添削が時間内に可能である。その一方で、そのレベルに達しな

い学生は、その一番いいものはもちろん、何点もの他人のレポートを読むうちに、自分との違いや他人の優れている点が、直接認識できるので、特に添削しなくても、ある程度までは達するか、少なくともテクニックや問題を認識することができる。

③コミュニケーションツール(Study Group 支援機能など)

Study Group 支援のために、NLS シラバスシステムには3つのタイプの簡易掲示板が用意されている。それぞれ、①お知らせ掲示板、②通常掲示板、③メール掲示板、である。以下順にこれらの掲示板について説明する。

(ア) お知らせ掲示板

教師側から学生側に一方的にアナウンスするための教務事務的な利用のための掲示板である。従って、学生は書き込みできない。

(イ) 通常掲示板

学生や教員が自由に書き込める掲示板であり、教員はいくつでも開設することができる。添付ファイルも可能である。書き込まれたメッセージは、教員と当該学生のみが削除権限を持つ。また、特定のグループの学生のみをクローズドにしたい掲示板については、教員がその掲示板に学生IDを登録することで、他から閲覧・書き込みができない掲示板とすることができる。これも掲示板ごとに自由に設定できるので、学生グループをいくつか作ったのち、そのグループごとのミーティングの掲示板として利用可能である。

(ウ) メール掲示板

従来、教員と個別の学生とのコミュニケーションは、対面か電子メールしか手段がなかった。電子メールの場合、様々な業務メールと同じメールボックスに入るため、教員が担当する教科全ての教科で、全ての学生とやり取りすることになると、そのメールの整理も大変な労力になる。また、同じ学生でも、教科が違ったり、何日も離れた日に応答があったりすると、直前までどういう話の流れであったかなど、思い出しにくく、混乱してなかなか整理できない。このような問題を一気に解決するツールがメール掲示板である。操作イメージはWebメールのような形式をとる。あるいは、各教科につき、学生個人ごとにクローズド掲示板が用意されていると考えればよい。このメール掲示板を利用することで、自動的に教科ごと、さらに、学生ごとにメッセージが整理保存されるので、実質的には、自動的に分類整理された電子メールのメールボックスと同じ働きとなる。学生とのやりとりが、各教科につき、最大で1年、多くの場合は半年であることを考えると、電子メール用の通常のメールボックスでは、項目ばかりが増えて、取扱が煩雑になるだけであり、いかにこのメール掲示板が洗練されたソリューションかがうかがえる。講義の個人フォロー以外の利用方法で、特徴的な利用の仕方は、レポート添削を学生と教員の間で何度もやり取りして、推敲していくために使用する例がいくつか報告されている。

(b) 無線 LAN 環境

本法科大学院で導入している無線 LAN の特徴は、ユーザごとの認証を行ってから利用開始する点である。利用開始のインターフェースには特別なソフトのインストールを必要とせず、ポピュラーな Web ブラウザ(インターネットエクスプローラやネットスケープ系ブラウザ)でいずれかのサイトへ接続を試みるだけで、自動的にログイン画面に切り替わり、認証を済ませた後に、インターネットの利用が可能となる。ホテルなどに設置されているインターフェースと同一の手順であり、名大の学生や教職員ならば、誰でも利用可能である。このシステムは管理を名大の情報連携基盤センターが行っており、ユーザログイン情報のログなども残るため、従来の無線 LAN が持つセキュリティ面の危うさや、曖昧になりがちな管理を排除し、頑健なシステムとして提供されている。実際、ウィルスの検出とその対応などにはとても有効に機能している。

法科大学院の講義等に使用される教室および自習室にはほぼ全室にわたって、無線 LAN の設備が設置され、学生は無線 LAN 対応のノートパソコンを持ち運ぶことによって、いつでも、どこにおいてもインターネットから必要な情報を取得する環境が整っている(本章末資料「法科大学院使用教室の設備状況」参照。使用教室の配置図については、第 2 章末資料「学生便覧(抄)」66～68 頁参照。)。今後、判例情報を含む多くの法情報がインターネット経由で提供されることが予想されるだけに、学生にはそれらの環境にいち早く適応し、十二分に新たな情報リソースを利用できる環境が提供されているといえる。また、講義室にはすべてプロジェクター、DVD/ビデオ再生装置、パソコンが設置され、多様なプレゼンテーション形態に対応した講義が可能になっている。教員はこれら教育支援ツールを用いることによって、より効果的な授業が可能になっているし、今後法実務においても多用されることが予想されるプレゼンテーションツールにいち早く精通することが可能となっている。

(c) STICS

STICS(Stream Indexing and Commenting System)は、模擬法廷やロイヤリングなどの実習形式の授業の際に、DRS やビデオカメラで撮影したロールプレイの映像等を専用のサーバーに登録し、それをインターネット経由で配信するシステムである。また、教師や専門家、あるいは学生同士、本人の質問などをスレッド形式の掲示板として提供して、映像と同期をとって連動させたシステムである。さらに、閲覧中の映像の任意の場面にコメントを付与することも可能である。配信される映像は、事前に一定時間毎のシーンに区切られており、コメントはそれぞれのシーンに対して付与される。また付与されたコメントを一覧表で表示することも可能である。コメントを付与した人物による抽出のほか、コメントが付されたシーンのサムネイルをクリックすることで、該当場面から再生を始めることも可能である。

STICSは、実務技能を場面として映像で収録したものをインターネット上で公開・共有できる点が最大の特徴である。場所を問わず利用できるため、学外の専門家からコメントを受けたり、自宅で自分のパフォーマンスを振り返ったりすることが可能となる。また、ランダム・アクセスが可能のため、必要な場면을すぐに再生できる他、授業者が事前にシーンにコメントを付与しておくことで、当該場面の意義を学生に伝達しておいたり、コメントへの返信をとおしてオンラインで双方向的にやりとりを行ったりすることが可能である。

典型的な利用方法は次の通りである。まず、実習を行い、録画する。これをサーバにアップロードする。学生は、構内あるいは自宅などから、Webブラウザを使い、インターネットを通じてアクセスし、その映像を見て自らの反省材料にする。やりっぱなしの時代の実習とは異なり、これだけでも、客観的に自分を見ることができるので、効果があるものである。一方、教師は、映像の中で、うまい点やまずい点、その他、問題箇所や重要箇所、なんらかの説明を加えたい箇所など、学生同様Webを利用してアクセスし、それら箇所にコメント付す。学生は、このコメントを読んで、再質問したり、逆に教師からの問いかけに対し、答えたりすることができる。もちろん、学生相互で意見を付すこともできる。スレッド掲示板なので、関連するコメントへのコメント、のような形でツリー状にWeb画面整理される。もちろん、各映像のポイントを同期して、このコメントは付加されるので、映像の進行とともにそれに応じて自動的に変化していき、コメントの読み書きしたい箇所などで停止させて用いる。停止画面情報とコメントの一部がセットとなって一覧表示できるので、従来インデックス化が難しかった非言語的コミュニケーションである映像のインデックスとしても有効である。つまり、見たいところを意味的な補助情報付きで探すことができるからである。

さらにこのシステムは直接関わった学生と教員だけでなく、広く専門家や他大学の教員、学生からもコメントを得ることや紹介することができるので、ローカルな秘儀的な実技教育が客観化されることにもなる。

(d) 「お助け君ノート」、「DRS」、「学ぶ君」

以上のものに加え、本法科大学院固有の学習支援システムとして、法学未修者用に「お助けくんノート」が導入されている。このシステムは、講義全体をビデオ収録するものであるが、収録されたビデオと各学生の持つパソコン上のノートとは無線LANによって結ばれ、ノート上で不明箇所等にインデックスを付しておけば、後に自習室に帰ってパソコンをLANに接続した時に、不明箇所としてインデックスを付した箇所から録画を再生することができ、復習を効率的かつ正確に行うことが可能になっている。未修者にとっては強力な学習支援ツールとなっている。

また、高度な実務技能教育の支援ツールとして、民事、刑事、円卓の各模擬法廷にはDRS (Digital Recording Studio) と呼ばれる収録システムが設置されている。法科大学院において新たに導入された実務技能教育に関しては、単に言葉による情報伝達を行うのみ

ではなく、ロールプレイ、シミュレーションといった体験型学習が必要とされる。DRSはそれらパフォーマンスを正確に記録し、容易に再生することを可能とするものであり、的確な評価にもとづくよりよいフィードバックを可能とするものである。具体的には、教室内には複数台のカメラが設置されており、それらを用いて撮影を行う。四方向からのカメラにより、裁判官席、被告(弁護人)席、原告(検察)席、証人席の映像をそれぞれ独立して撮影できる。ここでは、天井に設置された複数のカメラが自動的に話者をとらえ切り替わるといった先進のシステムが導入されている。これにより、先の4つの映像に加え、各席に設置されたマイクの音声に合わせて自動的に切り替えを行い、発言のあった席を中心に収録した映像を撮影することも可能である。

映像は専用のハードディスクにmm EG2形式で保存され、収録直後から記録された5つの映像を見直すことができるため、即時のフィードバックが可能であり、またDRSは、映像の収録中に複数のインデックスを付すことができ、収録後に振り返りを行う際には、インデックスを用いて該当場面を容易に検索し提示することも可能である。現在はさらに、発言内容を自動で文字化し記録するシステムを開発中である。

このシステムは本法科大学院の開発によるものであるが、本法科大学院が先陣をきって開発導入後、多くの大学院で類似のシステムが導入するに至っている。今後法科大学院においては必須のシステムになることが予想される。

なお、上記二つの記録システム(「お助けくんノート」、DRS)は、学生の学習支援ツールであると同時に、教員にとってはFD支援ツールにもなる。自らの授業内容を後日振り返り、分析反省することによってより効果的な教育のあり方を追求する手段としても用いることが可能となっている。

また、従来学生が自身の理解度を確認できるよう、全学のWebCTを活用してきたが、使い勝手が悪いところがあるため、本法科大学院独自のシステムとして「学ぶ君」を開発しており、今年の5月から運用を開始する予定である。

以上、本法科大学院においては、現時点で最高水準の先進的教育環境が維持されているといえる。今後さらに改善すべき点としては、学生からも好評である「お助け君ノート」を法学未修者のみではなく、既修者の科目にも拡充していく必要がある点、また上記のようにこれらシステムを単に学習支援ツールとしてのみではなく、FD支援ツールとしてもより積極的に利用していくべき点などを挙げることができる。

(2) 自習室

本法科大学院では、学生のための自習室が整備されており、全学生に1人1つの机、椅子が与えられている。自習室に関しては、法科大学院修了生も含めて、無線、有線LAN等を備えた自習室並びに各自の机、椅子を確保するためのスペースが大学本部の協力により得られた。これについては本年秋より使用が可能になる。

(3) 法廷教室

本法科大学院では、実務科目における実践的指導のため、民事模擬法廷、刑事模擬法廷、円卓模擬法廷の3法廷を設置している。これらいずれの法廷にも、収録装置が設置されている。民事模擬法廷は合計4機のカメラ、刑事模擬法廷では6機のカメラ、円卓模擬法廷には3機のカメラが設置されている。とくに民事模擬法廷および刑事模擬法廷の記録装置は音声に反応して切り替わるシステムとなっている。これらの記録システムはいずれもデジタル方式で、模擬裁判等が終了後、任意の箇所から再生し、実技指導が可能になっている。訴訟の記録装置としても最新鋭のものといえるが、本法科大学院ではこれらの設備を用い、民事模擬裁判、刑事模擬裁判（刑事実務基礎）、ロイヤリングなどの授業を行っている。民事模擬裁判、刑事模擬裁判では、模擬裁判後、映像で記録された学生のパフォーマンスを事後に確認しながら議論をおこなうなどきめ細かな指導がなされている。また、ロイヤリングでは、円卓模擬法廷を用いた法律相談、依頼者との面談を、和解交渉などを行い、模擬裁判同様パフォーマンス後に映像記録に基づく詳細な議論検討がなされている。

とくに映像教材の分析あたっては、前述の名古屋大学の開発による映像分析システム（STICS）がインターネット上で稼働しており、学生は上記システムによって記録されたパフォーマンスに対し映像とリンクした形でコメントを書き込むことが可能になっており、他にはない形で、より踏み込んだ学習が可能となっている。

(4) テレビ会議システムの整備

上記民事模擬法廷、刑事模擬法廷、円卓模擬法廷の各法廷にはテレビ会議システムが装備されている。これは、平成10年の民事訴訟法改正において導入されたテレビ会議システムを用いての証人尋問等の実務指導を可能にするためのものがある。これらのシステムを用いることによって、たとえば、円卓模擬法廷にいる証人に対する尋問を民事模擬法廷で行うといったことが可能となっている。また、このテレビ会議システムは、遠隔授業用にも用いることができる。16年度には試験的にアメリカ合衆国のウィスコンシン・ロースクール、ロシア共和国の極東国際大学を結んでの国際授業を行ったほか、岡山大学との間では、このシステムを用いた遠隔授業を行っている。

(5) 図書室

本法科大学院は、法学研究科の実務法曹養成専攻課程として設置されており、法学研究科には、法学図書室（以下、「図書室」という）が設置されている。法科大学院に所属する教員及び学生は、それぞれの図書室利用案内にしたがって、教育・研究・その他の業務に支障なく図書室を利用することができる。また、本法科大学院の学生自習室内に、法科大学院の学生の学習専用に図書を配置している。自習室及びこれらの図書については、法科大学院図書委員会の指導に基づき、学生が利用規程を作成し、自主的に管理している。

図書室には、図書約20万冊、雑誌約1600種類、視聴覚資料2300点以上を備え、

また自習室には、学習に必要な図書3000冊以上、雑誌19種類、判例集10種類を備えている。さらに、Web上の法科大学院授業関係の頁に「ロー・ライブラリー」を設けて、法律データベース（LEX/DBインターネット、Vpass）に簡単にアクセスできる環境を整備している。自習室内に設置されている本はほとんどがいわゆる基本書であり、判例集は一部のものに限られているが、前述のように、判例については、LEX/DBインターネット、Vpassにより適宜アクセスすることが可能なので、勉学上は支障のない状態になっている。

図書室の図書等は、Web上の法学部・法学研究科図書室の頁から簡単に検索可能であり、書庫へは、教員・学生を問わず、利用時間内には自由に入ることができる。自習室の図書・雑誌・判例集については、そのリストをWeb上の法科大学院授業関係の頁に掲載して、検索・利用が容易に可能になるよう配慮している。

また、図書室には、検索用のコンピュータ6台（閲覧室5台、書庫内1台）及び複写用のコピー機（公費用2台、生協設置1台）を設置している。また、自習室横に、生協設置の複写機2台を置いており、法科大学院の学生には、学修用の複写のために、1人毎年1000枚のコピーカード（公費用複写機で使用）を配布している。

（6）教材作成支援

各授業において使用する資料の作成に関しては、教材準備室を設置しており、教材作成を担当する職員二名が常駐している。教員や学生が、授業で使用する図書の名称・該当頁や、判例の年月日・登載判例集等をあらかじめ連絡すれば、準備室の職員がこれらを検索した上で、希望の期日までに必要部数を複写しておく体制をとっている。これにより学生に対して必要な情報を適切な時期に与えることが可能となっており、これも教育環境の整備に資している。

（7）優れた点・改善すべき点

以上見てきたように、本法科大学院では、ITを使った教育環境が非常に整備されており、日本の大学において最先端のものである。法廷教室の設備は、その後の各大学での整備の際の範となったものであるし、シラバスシステムも他の法科大学院を対象に配布を始めており、鹿児島大学、南山大学において、運用が開始されている。その他自習室の環境も非常に整っている。

改善すべき点としては、法科大学院専用のスペースを有していないことから、大学内のスペースをやりくりしながら講義等を運営している状況にあるが、教育環境のさらなる整備のためには、専用のスペースを有することが求められよう。また、IT関係についても技術の進展とともに、改善の余地が生ずることから、絶え間ないグレードアップが必要であるし、その他例えば、法廷教室については、より利用しやすいように操作を簡単にするため、インデックスの付与方法等に関し、より授業内容と結びつけた形での改善が必要で

あろう。

2. 学生支援

(1) 学修支援

①ガイダンス

本法科大学院では、入学後の学修がスムーズにゆくよう、入学者に対して、年度当初に法科大学院に教育の導入ガイダンスを2日間にわたって実施している。また、2006年度の新入学生からは入学前(2月中旬、入学手続時)にも導入ガイダンスを実施し、入学後授業を直ちにスムーズに行うために、NLS シラバス・システムを通じて入学前から授業に関する情報の提供を行っている。

履修指導は、入学時だけでなく、毎年、年度当初の学年ガイダンスによっても行われている。

法学未修者に対しては、1年次の法律基本科目の学修が適切に行われるように、クラス担任によるクラス懇談会が入学時に開催されるほか、学生ごとにその所属するクラス担任のなから1名の指導教員を定め、学修全般にわたる履修指導・個別相談に応じる体制がとられている。

同様の指導体制は、法学既修者に対してもとられており、学生の目標とする法曹となるために、多様な学習メニューの中からどのように科目を履修するべきか、履修指導・個別相談に応じ、必要な助言を与えている。さらに、理論教育と実務教育の架橋という観点から、2006年度からは、3年生コース2学年および2年生コース1学年に、実務家教員をいわゆる副担任として配置している。

また、前述のように、本未法科大学院ではITツールを多用するため、特にITツール関係のためのガイダンスを半日をかけて行っている。

②クラス担任制度・アカデミックカウンセラー委員会

本法科大学院では学年ごとに、学修上の基礎単位としてクラスをおき、必修科目は、原則としてクラス単位で開講されている。各クラスには、クラスの学修全般について助言を与える2～3名のクラス担任をおいている。クラス担任は、年度の初めと終わりにクラス懇談会を開催して、学修相談や教育成果のよりよい実現のための方策を学生と協議している。

また、授業科目の担当教員は、オフィスアワーを設置しており、面談の予約の方法などについては、年度始めに学生に学生便覧によって周知している。

このほか、教育課程上の成果を実現する上で、特に改善を求めたい事項や苦情がある場合、教員と学生とのコミュニケーションを十分に図ることができるように、法科大学院の複数の専任教員から構成されるアカデミック・カウンセラー委員会が設置されている。学生は、カウンセラーと直接コンタクトを採ることができるほか、アカデミック・カウンセ

ラー委員会宛のメールによって苦情・改善を要望する事項を連絡することができる（匿名でも可）。申し出のあった事項については、内容に応じて適切かつ迅速な対応がとられ、申し出た学生に不利益が及ばないように配慮されている。

③弁護士チューター制度

本法科大学院では、3年コースの1年開講科目について、愛知県弁護士会に所属する若手弁護士3人が弁護士チューターとして学修活動を支援している。民法基礎、刑法基礎・公法（憲法基礎・行政法基礎）の3科目について、判例学習の補充や授業でわかりにくかった点の指導など、週1回90分の学修支援を実施している。2006年度からは、3年コースの2年次（2年コース1年次）の刑事訴訟法についても、弁護士1名が学修活動を支援する。

最終学年に履修する総合問題研究（公法・民事法・刑事法）については、愛知県弁護士会に所属する経験豊かな弁護士が、実務の観点から問題の作成を支援するとともに、講義への参加、課題の添削活動にも協力している。

このほか、弁護士7名が、演習科目の一部および民事実務基礎で授業への参加、文書添削などの方法によって学修活動を支援している。

（2）経済的支援

学生に対する経済的支援に関する本法科大学院独自の制度として、まず、「授業料免除」がある。これは、授業料を約半額免除するというものであり、未修者コース（3年コース）と既修者コース（2年コース）とを別枠として、各学年それぞれ10名程度の者に認めている。その選考については、学業にインセンティブを与えるという目的から、家計基準と学力基準の両方を考慮して決定している（家計基準と学力基準の比重は、4：6である。）（資料1参照）。

また、本法科大学院の学生のみを対象とした特別な「教育ローン」の制度も設けている。これは、名古屋大学大学院法学研究科と東京三菱UFJ銀行との間で契約を締結しているものである。その内容は、従来の東京三菱UFJ教育ローンの枠組みと同じものであるが、本法科大学院の学生（または入学予定者）については、借入金利を特別に優遇するというものである（後掲資料参照）。

他の団体等が給付又は貸与する奨学金への応募の紹介としては、まず、日本学生支援機構の奨学金第1種（無利子）、第2種（有利子）があり、それについて、その応募の紹介などを行っている。2005年度の採用実績は、第1種については、応募者26名全員採用、第2種については、応募者14名全員採用であった。

また、本法科大学院は、中部弁護士会連合会・名古屋弁護士会（現愛知県弁護士会）が後援しているNPO法人ロースクール奨学金ちゅうぶの奨学金支給対象法科大学院となっており、その応募の紹介も行っている（後掲資料参照）。2005年度は、本法科大学院から1名が採用された。

さらに、地方公共団体及び民会奨学事業団体が貸与・給付する奨学金の募集があったときは、その都度、その応募の紹介を行うこととしている。

資料「授業料免除について」

<授業料免除について>

学業優秀と認められ、かつ、経済的な理由により授業料の納入が困難である者等に対して選考のうえ各期に納入すべき授業料の約半額相当が免除される。これにより、学業にインセンティブを与えるとともに修学継続を容易にすることを目的としている。

免除を受けようとする者は所定の期日（前期については3月、後期については9月）までに申請書類を教務学生掛へ提出しなければならない。手続きの詳細については、それぞれの時期に掲示により知らせる。

（出典：2005年度名古屋大学法科大学院学生便覧29頁から抜粋。）